

LIBORを参照する金融商品に 関するヘッジ会計の取扱い、公表

— ASBJ

去る9月24日、企業会計基準委員会は第442回企業会計基準委員会を開催した。9月25日にASBJが公表した資料によると、主な審議内容は次のとおり。

LIBORを参照する金融商品

に関するヘッジ会計の取扱い

前回の委員会や専門委員会からの意見を踏まえ、修正された文案が示された。

委員全員の賛成をもって公表議決された（9月29日公表。https://www.asb.or.jp/jp/accounting-standards/practical_solution/y2020/2020-0929.html参照）。

収益認識会計基準における

検針日基準の検討

2018年公表の収益認識会計基準適用指針では、検針日基準を代替的取扱いとするかについて、「決算月に実施した計量の日から決算日までに生じた収益の」見積りの困難性に係る評価が十分定まらず、代替的な取扱いの必要性について合意が形成されなかった」とされている。

これを踏まえ、電気事業連合会は、電気料金の見積りの検討において、電力量の見積方法をいくつか設定し、複数の電力会社で実際に見積りを行ったうえで、その結果をもとに、見積方法の評価を行った。

今回、その内容について、電気事業連合会から説明がされ、検針日基準を代替的な取扱いとして認めてほしい旨の要望が示された。

委員からは、「今後スマートメーターの普及で、正確な見積りができるようになるか」との質問があり、電気事業連合会から「現在、検針期間を月内で分散する前提で仕様を定めており、すべての利用者の電力量を期末に把握するシステムではない」との回答があった。

連結納税制度の見直しへの対応

連結納税制度に代えて、グループ通算制度を導入されることとなったことを踏まえ、グループ通算制度に税効果会計を適用する場合の取扱いについての検討が行われた。

(1) 検討すべき論点

検討すべき論点として、事務局から次のものが挙げられた。

- a 通算税効果額の取扱い—個別財務諸表における当期税金費用および繰延税金資産の回収可能性の判断
- b 連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断を行う単位
- c グループ通算制度における固有の一時差異等の取扱い—個別財務諸表
- d グループ通算制度の適用・加入、離脱の取扱い
- e 繰延税金資産と繰延税金負債の相殺表示（連結）

(2) 通算税効果額の取扱い
今回は、前記aの論点について、事務局から次のような提案が示され、検討が行われた。

- ① 個別財務諸表における当期税金費用の取扱い
通算税効果額の取扱いについて、通算税効果額を当期税金費用として扱う（当期税金費用に含める）。
- ② 個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断における取扱い
将来の各通算法人で法令に従い算定した法人税額等を減少さ

せる効果を有するかどうかに加えて、将来において各通算法人が他の通算法人から受領することが見込まれる通算税効果額を増額させる効果を有するかどうか、考慮することが適切である。

*
委員からは、「連結納税制度での会計上の問題点と、グループ通算制度への移行で起こる新たな問題点を整理しては」との意見が聞かれ、事務局から「連結納税制度での問題点は今まで聞かれなかった。連結納税主体から各社が納税主体になることへの影響があるか検討する必要がある」と回答があった。

監査

「その他の記載内容」に関する改訂監査基準案等の修正案、検討

— 企業会計審議会監査部会

去る9月29日、金融庁は、第48回企業会計審議会監査部会（部会長：八田進二青山学院大学名誉教授）を開催した。

金融庁は、本年3月23日、「その他の記載内容」に関する項目の新設等を記載した「監査基準の改訂について（公開草案）」等を公表した（2020年4月10日号（No.1575）情報ダイジェスト参照）。今回は、本公

開草案に寄せられたコメント、およびコメントを反映させた修正案について検討が行われた。修正案では、文言の意味の明確化や「特別な検討を必要とするリスク」の例示の追加等が盛り込まれた。

委員からは、「文章が長くわかりにくい箇所がある」といった指摘があったが、内容についてはおおむね賛同を得た。

日銀短観にみる景況感悪化の げ止まりとマイナス材料

日銀が10月1日に発表した9月の全国企業短期経済観測調査(短観)では、大企業製造業の業況判断指数(DI)がマイナス27となり、前回6月調査分と比較して7ポイントの改善となった。前回分との比較で改善したのは、2017年12月以来となる。

新型コロナウイルスの感染拡大で経済活動全般が低迷し、DIも大きく落ち込んだ後だけに、水準としてはマイナス幅が拡大したままではあるが、目先は底打ちからの景況感改善の兆候との見方もある。

このDIは「最近」と分類される現状を回答する項目だが、同時に調査された3カ月先の状態を回答する9月時点での「先行き」も、マイナスイナス17とさ

らなる改善を見込む企業が増えている。ただ景況感の改善は、新型コロナウイルスの感染状況次第で大きく変わる。現時点の底打ちの動きも、1日当たり新規感染者数や重症者数が8月以降減少に転じたことが要因とされる。

さらに10月1日から、政府の観光支援事業「Go Toトラベル」の対象に東京発着旅行が追加される。自粛ムードが高まった5月の大型連休の時期に比べれば、旅行予約の件数が増えているようだ。他方、欧州など海外で感染者数が再び拡大に転じていることや、日本国内でも新規感染者数の下げ止まり傾向への懸念の声もある。

厚生労働省に助言する専門家会合でも、先月下旬以降「全国で感染者数の減少傾向に鈍化がみられる」としている。NHKのまとめでは、10月に入って人口10万人当たりの新規感染者数は、東京と沖縄が9人台で3位の神奈川の5人台を大きく上回っている。

10月から東京発着の旅行者増加が見込まれる点を考えれば、全国的な感染者数の減少傾向に歯止めがかかる懸念もある。その場合、次回12月調査の短観では、「最近」、「先行き」のDIともに再び悪化に転じる可能性も指摘されている。

ボンティア・メンタルヘルス

そのまんま探し

メンタルクリエイト
江口 毅

時代が劇的に変化するとき、私たちは変化に対する適応を迫られます。一例として、「頑張る」という面を挙げてみると、変化に対して人はやはりさまざまな反応を示します。自らを奮い立たせ何とか頑張ろうとする人、周囲に頑張ることを強要すること

で自分の頑張りを保とうとする人、いつもどおり・今までどおりと強く意識して自身の頑張り度合いを変えないようにする人、頑張れなくなつて気力を失う人、頑張ることについて思考停止をして周囲に流される人などに分類できます。

このように、劇的な環境の変化に対して適応しようとするとき、多かれ少なかれ私たちは自然体ではいられなくなります。変化への適応は時間が解決してくれることが多いのですが、そのときまでは一定の精神的負担を感じるものです。

では、劇的な環境の変化に対して、私たちはどのように適応していけばよいのでしょうか。ここでは、具体的方法ではなく、心のありようについて述べます。まず、変化に適応しようとして起きている自分のなかの変化、そのときの心の状態に着目することが大事です。

先ほどの「頑張る」についての例では、「ああ、今の自分は無理して頑張ろうとしているな」、「周囲に頑張れといっているな」、「自分の心が折れそうになっちゃうな」、「変化についていくのがきつくて、無気力になってしまっているな」などのように、自分のなかで起きている変化に目を向けます。

つまり、今の自分の心の状態に「気づくこと」が必要です。自らを奮い立たせて頑張っている人は特に無自覚なことが多いので、気づくのが難しいかもしれません。そのような人は、過去の自分の様子と比較をしたり、今の自分についての第三者からの客観的な意見をもらったりすると、気づきやすくなります。

心の状態に気づくことができたら、次の段階として「認めること」を行います。これは「気づいたことを受け入れること」と言い換えることができます。私たちは、気づいても認めたくないと思うことが少なくありません。

「頑張る」の例でいえば、「無理やり奮い立たせていることに気づいたけど、それを認めてしまうと頑張れなくなりそうだし」、「気力を失っていて頑張れない自分に気づけたけど、それを認めるとダメ

な人間だと認めてしまうようで抵抗がある」などの理由で、なかなか認められないことがあります。そこには、「頑張ることが立派で頑張っていないことはダメ」などの価値判断があり、それが邪魔しているから認められないのかもしれませんが、正誤、善悪などは一切排除して、「今の自分はこういう状態なのだ」と認めるだけでよいのです。どうあがいても今の自分は今自分なので、そのまま認めてあげればよいのです。

そして、最後の段階として「許すこと」を行います。気づき、認めて、今の自分がどういう自分であつても許してあげるのです。鏡に向かって、自分のことを愛しく抱きしめるつもりで、「そのままでもいいんだよ」といつてあげてください。自分を「ゆるす」、「ゆるさ」として心と身体が「ゆるみ」、私たちの心は自由になります。頑張れなくなるかもしれないという心配をする必要はありません。「私は私でいいのだ」、「そのままの自分でもいいのだ」、「頑張っても頑張らなくてもいいのだ」、そのように少し力が抜けたくらいの状態のほうが、私たちは本来の力を発揮することができるのです。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年9月29日	「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂	ASBJ	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」に関する発行・保有等に係る会計上の取扱いについて、公開草案の公表目標が2020年10月から11月に変更されている。 https://www.asb.or.jp/jp/project/plan.html	—
2020年9月30日	『「攻めの経営」を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—(2020年9月時点版)』の改訂	経産省	株式報酬、業績連動報酬に関するQ&Aについて、譲渡制限付株式等を交付された役員等が死亡した場合の税務上の取扱い、独立職務執行者の見直しといった2020年度税制改正にかかる部分を中心に改訂を行ったもの。「攻めの経営」を促す役員報酬の概要および関係法令についても、あわせてアップデートが行われた。 https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200930001/20200930001.html	—
2020年10月2日	法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	令和2年度税制改正法の一部の施行等に対応し、法人税基本通達等につき所要の整備を図ったもの。法人税基本通達における退職金共済掛金等の損金算入の時期に関する改正、租税特別措置法通達における認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却または法人税額の特別控除の新設等が行われている。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2010xx/index.htm	—

証券

これからのコロナ禍と経済活動の関連

株式市場は20年度下期、新政権発足で気分も新たにスタートと期待されていたところ、10月1日の初日にシステム障害で終日売買停止というアクシデントが発生した。

同日に日銀短観が発表されたが、4—6月期を底に景況感、企業収益が回復する(マイナス幅縮小)予想が出たことへの株式市場の反応をうかがうことができなかった。今後ともさまざまな経済統計が発表され、状況改善を示すものが増えてくると予想されるが、それが株価押し上げへ働くかどうか、予断を許さないとの指摘もある。

その大きな理由として、新型コロナウイルスの感染状況の先行き不透明さが挙げられる。冬にかけて、インフルエンザの流行と重なり、状況が悪化するのではないかと、との懸念もある。

菅内閣は感染防止と社会・経済活動の両立を目指し、国民の行動規制を緩和してきている。しかし、活動再開にあたっては十分な感染防止対策も求められ、以前と比べると活動レベル

は低くならざるを得ない。

今後感染再拡大といった事態になれば、行動規制の再強化によつて景気や企業収益は回復から後退へ向かうことが懸念される。株価は大きな打撃を受け、景気、企業収益の足取りはジグザグ模様になるのではないかと不安の声も聞かれる。

こうしたコロナ禍と経済活動との連動は、わが国だけでなく、世界各国に共通している。先に

感染に見舞われ、いったんは大抑制に成功した国も多くが夏場以降、第2波に見舞われている。第2波では死者数が減っている傾向があるとされるものの、行動規制の緩和には慎重にならざるを得ない。

一方で、中国は状況が安定しているとの見方もある。治療薬・ワクチンの開発も進行しているようであり、世界にどのような影響を及ぼすか、注視していく必要があるだろう。

世界の株価は高すぎるとの指摘もあり、どの国も株価の足元の先行きは不透明とされる。

経理用語の豆知識

関係会社間の土地・設備等の取引

関係会社間の土地・設備等の売買に伴い売却益を計上した場合において、その取引自体の真実性、妥当性などの吟味は、関係会社間で行われる通常の取引と実質的に異なるところはない。しかし、土地・設備等は、貨幣価値の低落等により著しく時価と乖離した帳簿価額が付されているものもあるので、利益操作に利用される可能性もある。

関係会社間の土地・設備等の取引に関する会計処理については、利益の実現の判定に関して、以下に留意する。
①合理的な経営計画の一環としての取引である、②買戻条件付売買または再売買予約付売買ではない、③資産譲渡取引に関する法的要件を具備している、④譲受会社において、資産の取得に合理性があり、かつ、資産運用につき主体性がある、⑤所有権移転登記または引渡しが行なわれている、⑥代金回収条件が明確かつ妥当であり回収可能な債権である、⑦売主が譲渡資産を引続き利用しているときに、その合理性が認められる。